

# 令和元年度富山県包括外部監査結果 概要

包括外部監査人 公認会計士 布目 剛

## 1. 監査のテーマ

県立学校の財務に関する事務の執行及び管理について

## 2. テーマ選定の理由

本県の教育行政を巡っては、平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、知事と教育委員会が本県の教育の課題や今後の方向性を共有する連絡調整組織として、富山県総合教育会議が設置された。その後、同会議により本県教育の基本方針を示す「富山県教育大綱」（平成 28 年 3 月）や「新富山県教育振興基本計画」（平成 29 年 4 月）が相次いで協議・決定され、平成 30 年度には、県立高校再編の実施計画がとりまとめられた。同計画において 4 件の再編統合が示されていることもあって、県立学校に対する県民の関心は、昨今特に高い状況にある。

また、本県の財政面においては、更なる少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や人口減少に伴う歳入の減少が懸念されることなどから、その見通しは依然として予断を許さぬ状況にあるといえる。そうした中、平成 30 年度一般会計当初予算においては、教育費は歳出合計の約 20%と歳出の中でも最大のウェイトを占めており、効率的な学校運営を進めていくことが重要である。

さらに、県税をテーマとして昨年度実施した包括外部監査において、情報管理上の課題が少なからず認識されており、同様に情報資産を数多く扱う県立学校の管理状況を検討する意義は十分にあると考える。

しかしながら、かかる県立学校の管理については、これまで一度もテーマとして取り上げられておらず、このタイミングで検討することには十分な意義が認められる。以上の理由から、当年度の包括外部監査においては、県立学校の財務に関する事務の執行及び管理について検討を行うことに意義があると判断し、特定の事件として選定した。

## 3. 監査の対象

### ①対象部署

県立学校及び教育委員会事務局

### ②対象期間

平成 30 年度。但し、必要に応じて他の年度も対象とした。

#### 4. 外部監査の実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月24日まで

なお、平成31年4月から令和元年6月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任及び予備調査等を実施した。

#### 5. 外部監査の方法

##### (1) 監査の主な要点

- ① 新富山県教育振興基本計画は適切に推進されているか。
- ② 県立学校施設の耐震対策、老朽化対策は計画的に行われ、また、個別工事の契約事務は適切に行われているか。
- ③ 物品の調達、委託契約等の契約事務は適切に行われているか。
- ④ 校舎等の公有財産及び事務機器等の物品の管理は適切に行われているか。
- ⑤ 薬品及び農薬の管理事務は適切に行われているか。
- ⑥ 情報管理及び情報機器の管理事務は適切に行われているか。
- ⑦ 富山県奨学資金に係る債権管理は適切に行われているか。
- ⑧ 寄附金等の受入事務は適切に行われているか。
- ⑨ 県費外会計（私費会計）の管理事務は適切に行われているか。
- ⑩ 教職員等の労務管理及び人事評価は適切に行われているか。
- ⑪ 学校評価は適切に行われているか。

##### (2) 主な監査手続

県立学校に関する諸資料の閲覧、所管部署に対する質問、比率分析等の分析的手続、視察及び観察を中心として実施する。

#### 6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	布目 剛	公認会計士
補助者	柴 義公	公認会計士
補助者	蒲田 和史	公認会計士
補助者	山口 哲也	公認会計士
補助者	茶木 梨津子	公認会計士
補助者	林 伸一	公認会計士
補助者	山岡 輝之	公認会計士

包括外部監査の対象としたテーマについて、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定に記載すべき利害関係はない。

## 7. 指摘事項及び意見の定義

当報告書に記載する指摘事項及び意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘事項」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合（形式的な誤りを含む）、或いは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

## 8. 主な指摘事項及び意見

本監査の結果からは、様々な課題が認識された。県にはこれらの課題への対応と並行して、学校の多忙化解消にも精力的に取り組まれない。なお、学校の多忙化解消のためには、教員勤務実態の把握に加え業務の棚卸（業務の見える化）が必要であるが、業務の見える化のためには、業務フロー等の作成が有益である。

### (1)財産管理

平成 28 年 2 月に策定された富山県公共施設等総合管理方針において、「点検・診断等のデータの活用による計画的な維持管理・修繕・更新を行い、ライフサイクルコストの縮減と平準化に努める」旨が謳われているが、方針策定後 4 年経過した現時点でもデータを活用する段階には至っていない。学校教育施設という比較的同種の施設であれば、点検・診断等のデータ活用の余地は大きいものと考えられるため、積極的に取り組んでいくことが求められる。

また、学校往査の結果、視察した施設の多くが昭和 30 年代から 40 年代にかけて建設されており、老朽化が激しく修繕が必要と思われる箇所が散見された。毎年の現地調査及びヒアリングによる現状把握をより丁寧に行うなど、教育委員会にはきめ細かな対応をお願いしたい。

さらに、校舎・敷地利用上の手続に課題が見られた。すなわち、校舎の一室を同窓会が事務局として利用しているが、本来必要とされる行政財産の使用許可が得られていない事例があった。加えて、校舎敷地の過半が、県と市との間で所有権の帰属が不明となっている事例があり、両者協議の上、早期の権利確定が望まれる。

### (2)物品管理

#### ア. 物品管理(薬品・図書以外)

備品管理については、現物確認について課題が認識された。すなわち、現物確認の精度に係る課題としては、備品等照合点検票において保管状況が良好とされた備品の一部が所在不明となっている事例や、使用見込みのない物

品の不用決定が適時になされていない事例があった。また、備品の点検が属人性を排除し、適切に行われた記録を残すためにも、既存の「物品決算の年度処理における手順」を見直し、マニュアル化し、適切に運用していくことが望まれる。

#### イ. 図書管理

図書についても同様に、現物確認について課題が見られた。すなわち、人員不足から蔵書点検が定期的になされていない事例、除籍図書の抹消登録漏れや、所在不明図書の調査とその後の処理が適時に実施されていない事例などがあった。物品同様に教育委員会が主導し、現物確認方法のルール化が望まれる。この他、寄贈図書の図書台帳への登録漏れや、業者選定に関しても検討すべき事項が認識された。

#### ウ. 薬品及び農薬の管理

現物確認がなされていない事例は、薬品・農薬管理においても見られた。また、薬品の保管管理規程が定められていない事例、管理簿への記載が正確でない事例なども見られた。さらに、劇物・毒物の保管容器等に保管管理規程例に定められた表示がなされていない事例、保管棚の鍵が適切に管理されていない事例など、薬品・農薬の物理的な管理状況についても課題が見られた。

担当教職員においては、官庁会計における歳出処理のみならず、ストック（資産）に対しても管理意識を高めることが望まれる。

### (3)情報管理

学校現場で取り扱う情報には、個人情報や機密情報が数多く含まれ、一般に情報漏洩等のリスクは高い。また、多忙化解消のため学校現場でのICT化は今後より一層進んでいくと思われ、それらのリスク管理は極めて重要となる。学校現場の情報処理環境には、職員が庁内LANパソコン処理を行う庁内LAN環境（情報政策課所管）と教員が校務用LANパソコン処理を行う校務用LAN環境（教育委員会所管）の2つがあり、前者については定期的に情報セキュリティ監査を実施するなどの情報管理が講じられているが、後者について次の課題が認識された。

まず、学校として行う情報管理については、各学校で定めるべき個人情報管理ガイドラインが策定されていない事例又は適時に更新されていない事例、学校で使用されるUSBメモリが網羅的に把握されていない事例、サーバ室が施錠管理されていない事例などがあった。

また、教員個々が行う情報管理については、校務用LANパソコンの固

定・施錠がなされていない事例、学校USBメモリが教員の自宅で長期間放置されている事例など、教員の管理意識の希薄さが垣間見える事例が見られた。

今後は、来年度末までに全県立学校において教員が使用するパソコンが新しい校務用LAN環境下に切り替わるため、従来にも増して厳格な情報管理が求められる。しかし、情報管理が徹底できるか否かは、最終的には教職員の意識やモラルにかかっているため、情報政策課及び教育委員会には教職員向けに十分な研修を行うことが望まれる。

#### (4) 県費外会計

県立学校には、保護者から授業料以外に徴収した資金をもとに学校教育関連活動を行う、いわゆる県費外会計（私費会計）がある。かかる資金の受託者である学校側には、寄託者である保護者に対し執行上の善管注意義務が課される。実際には行政事務に不慣れな教員が担当することが多く、本監査では下記のとおり数多くの課題が認識された。なお、これらの課題の解決に当たっては、経費の負担者でありかつ受益者でもある保護者の協力と理解を得て検討することが不可欠である。

教育委員会は県費外会計等の取扱いに関するガイドラインを作成し、各学校はこれに従い学校独自に県費外会計取扱要綱を定め運用するルールとなっている。しかし、往査した学校では、ガイドラインが提供する県費外会計取扱要綱ひな型が学校側で十分にはカスタマイズされず、県費外会計取扱要綱の規定と異なる事例が多く見られた。

具体的には、PTA等の学校関連団体との間で委任契約書を取り交わさないうまま会計を担当している事例、保護者に説明すべき予算書が作成されていない事例、一定金額以上の調達に際して見積合わせが実施されていない事例などが見られた。この他にも、要綱が求める各種書類について、作成上のミスが散見された。

かかる事例についても、学校内でのチェックを受けているはずであり、チェック体制にも課題があると言える。すなわち、チェック体制については、要綱等の規定と異なり、会計点検者による点検が行われていない事例、校長への会計報告がなされていない事例、会計報告が決裁後に訂正された事例、校内監査が実施されていない事例、県費外会計等評価委員会が設置されていない事例などが見られた。

また、県費外会計の運用に関して、検討を要する課題が見られた。すなわち、部費会計において多額の謝金や交通費を外部講師に支払っているものの謝金や交通費の算定ルールがない事例、多額の現金を取り扱う会計について

銀行口座が開設されていない事例や遠征に係る合宿等の経費を現地に持参した多額の現金で精算している事例が見られた。なお、講師謝金については、所得税法に規定する源泉徴収を実施していない事例があり、この点特に留意が必要である。

さらに、県費で購入した備品と同様の課題が、県費外会計で購入した備品についても見られた。すなわち、県費外会計管理簿上は配置場所にあるはずの備品が所在不明となっている事例、県費外会計備品管理簿への登録漏れの事例が見られた。

## (5) 労務管理

令和元年 12 月に公表された国の調査結果によれば、学校の働き方改革について、管理職以外の教員等に対する研修が実施されていない点、教職員の人事評価において働き方に関する視点が入り入れられていない点、学校行事の準備・運営において地域人材や外部委託が利用されていない点などで、取組みの遅れが見られる。とやま学校多忙化解消の推進方針 2019 にもこれらの取組み内容が考慮されておらず、これらの取組みにつき早期の検討が望まれる。また、数多くの課題が認識された県費外会計に関しては、他県でも外部人材活用や修学旅行費の公会計化などの取組みが進んできつつあり、本県においても十分な検討が望まれる。

さらに、教育委員会においては、学校の多忙化解消のための本県独自の取組みとして、県内の学校より集められた実効性のある取組み事例を冊子「とやま学校多忙化解消の知恵袋」にまとめ、県内の学校に配布している。現状は取組み事例の把握と共有にとどまるが、各学校が取組みを開始すべき事項・完了すべき事項等を年度単位でタスク化し、これらを P D C A (Plan-Do-Check-Act) サイクルによりの確にコントロールすることを期待したい。

## (6) その他

### ア. 奨学資金

富山県奨学資金貸与条例によれば、正当な理由がなく返還を延滞した奨学資金については年 7.3%の延滞利息を徴収することとされている。病気や失業等の正当な理由があるとしてこれまで徴収した事例はない。条例が求める正当な理由の有無を案件毎に検討し、庁内決裁する必要がある。

### イ. 寄附金

学校に寄附の申出があった場合、学校側が備品等の現物で供出するよう

寄附者に促している事例が見られた。しかし、こうした誘導は、学校への寄附受入の可能性を狭めていると思われる。

このため、現金寄附についても学校が寄附者の意図に沿って活用できる仕組みを検討することが望まれる。

## ウ. 教員評価

とやま学校多忙化解消の推進方針 2019 においては、教職員の働き方に関する意識改革のため、「管理職は教職員に対し、目標達成度評価を利用し、業務改善に関わる目標を設定すること」が推奨されている。一方、目標達成度による教員評価手引きにはこの点が明確に触れていないため、この点、手引きに明記することが望まれる。

## エ. 学校評価

各学校のアクションプランにおいては、目標と実績の尺度がマッチしていない事例や、達成度に照らして評価が甘い事例などが散見される。学校関係者評価には学校評価（自己評価）が適切になされているかチェックする機能が期待されており、こうした誤りを適切にチェックできるよう、学校関係者の構成員である外部有識者には十分に期待したい。

また、学校の多忙化解消のためには、取組みに対する学校関係者の理解と協力が不可欠であるが、学校評価はまさに学校関係者と合意形成を図る上で絶好の場とも言える。今後は、多忙化解消のための取組みを学校アクションプランの一つに掲げることにより、学校関係者も巻き込んだ、より一層踏み込んだ多忙化解消の取組みを期待したい。

なお、本年度中にはパソコンのログの記録に基づきより客観的な勤務時間が把握されるため、業務の棚卸も可能となる。達成度には具体的な数値目標を設定することも期待したい。